○国土交通省令第八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第一項、第十条第二項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総トン数） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　前三項の規定にかかわらず、この省令の規定をケープタウン協定適用船（第二条第七項のケープタウン協定適用船をいう。）に適用する場合における総トン数は、トン数法第四条第一項の国際総トン数とする。 （定義） **第二条**　（略） ２～６　（略） ７　この省令において「ケープタウン協定適用船」とは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶をいう。 （船橋からの視界等） **第百十五条の二十三の三**　全長五五メートル以上の船舶、ロールオン・ロールオフ旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 ２　全長五五メートル以上の船舶、極海域航行船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 （非常照明装置） **第百二十二条の六**　外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。 一～五　（略）	（総トン数） **第一条**　（略） ２・３　（略） （新設） （定義） **第二条**　（略） ２～６　（略） （新設） （船橋からの視界等） **第百十五条の二十三の三**　ロールオン・ロールオフ旅客船及び全長五五メートル以上の船舶は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 ２　極海域航行船及び全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 （非常照明装置） **第百二十二条の六**　外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び係留船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。 一～五　（略）